

平成24年7月31日
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による第5～10号の支援決定について

○当機構（本店：宮城県仙台市、代表取締役社長：池田憲人）は、今月下旬（第5～10号）の支援決定^{（注）}を行いました。各決定に係る事案の概要は以下の通りです。（なお、事業者に不利益を及ぼさないように概要のみの公表になることにご理解願います。）

➤ 第5号の支援決定に係る事案概要

- ◆ 事業者：福島県の総合建設業者
- ◆ 関係金融機関：県内金融機関等
- ◆ 概要：当該事業者は、震災の影響で、事務所が一部損壊し、加えて、受注工事にかかる人件費、材料費等の高騰により、事業の継続が困難となっております。今後の福島県の復興に向けて当該事業者の事業継続を支援する意義は高いものと考えられ、今回の支援決定を行ったところです。

➤ 第6号の支援決定に係る事案概要

- ◆ 事業者：福島県の建設業者
- ◆ 関係金融機関：県内金融機関
- ◆ 概要：当該事業者は津波により自宅兼事務所・作業場が全壊し、作業用車両も流失したことで事業を休止しておりました。事業者は一部事業を再開しておりますが、震災前の借入金の返済が困難となっており、当機構の支援によって本格的な事業の復旧と財務基盤を確立できる目処がついたことから、今回の支援決定を行ったところです。

➤ 第7号の支援決定に係る事案概要

- ◆ 事業者：宮城県の水産物等卸売業者
- ◆ 関係金融機関：県内金融機関
- ◆ 概要：当該事業者は震災により、設備の一部の損壊、棚卸資産が滅失し、加えて放射能被害の風評被害により売り上げが減少し、運転資金等の調達が難しくなっております。そのような状況下でも事業者の復興への意欲が高く、当機構の支援により売上の回復や資金繰りの安定化が図れることから、今回の支援決定を行ったところです。

➤ 第8号の支援決定に係る事案概要

- ◆ 事業者：岩手県の宿泊業者
- ◆ 関係金融機関：県内金融機関
- ◆ 概要：当該事業者は震災の被害により、設備が破損し、事業に大きな影響がありました。当該事業者は、事業の継続に前向きであり、今後は営業方針の見直しによる稼働率の向上や財務健全化の目処がついたことに加え、関係金融機関も引き続き当該事業者を支援する意向があると判断できたため、今回の支援決定を行ったところです。

➤ 第9号の支援決定に係る事案概要

- ◆ 事業者：岩手県の水産加工業者
- ◆ 関係金融機関：県内金融機関
- ◆ 概要：当該事業者は津波の被害により、設備が損壊し、倉庫内に保存していた在庫が全て流出しました。
- ◆ 関係金融機関も継続して事業者を支援する意思があり、当機構の支援により、設備が復旧することで売り上げ等の業績を震災前の水準まで回復することができると判断したため、今回の支援決定を行ったところです。

➤ 第10号の支援決定に係る事案概要

- ◆ 事業者：岩手県の製造業者
- ◆ 関係金融機関：県内金融機関
- ◆ 概要：当該事業者は震災により工場が全壊しましたが、関係金融機関は当該事業者への継続的な支援の意思を表明しております。事業者も新規事業への取り組み等、今後の事業展開について意欲的であり、当機構の支援によって、本格的に事業を復旧させる目処がついたことから、今回の支援決定を行ったところです。

(注) 支援決定とは、当機構が、根拠法第19条の規定に基づき、事業者の方から再生支援の申込みを受けた場合に、機構として債権買取り等の再生支援を行うことを決定するものです。当機構は支援決定後、同条第20条の規定に基づき、関係金融機関等に対して債権買取申込み等の求めを行い、全ての関係金融機関等から申込み等があったときに同法第22条に基づく買取決定を行って、支援の実行に移ります。

【参考資料】当機構の相談受付・支援決定に向けた作業の状況

(7月27日時点)

相談・依頼受付件数	502件
① 制度に関する質問等で説明や助言等で一旦は終了しているもの	うち188件
② 支援に関する相談に入っているが待機中のもの (例えば事業を再開する用地の見通しがついた段階で、当機構での具体的な相談を進めていきたいという事業者の意向で、現在待機の状態となっているもの)	うち168件
③ 事業者や金融機関と具体的な協議を行っているもの	うち74件
④ ③の調整を経て、支援決定に向けた最終調整を行っているもの	うち62件
⑤ 支援決定を行ったもの	うち10件

本件に関するお問い合わせ先
(株)東日本大震災事業者再生支援機構 東京本部 企画調整室
Tel : 03 - 6268 - 0130
Fax : 03 - 3218 - 3719